

令和2年度「精霊流し」要領

令和2年8月15日（土）の精霊流しは、新型コロナウイルスの拡大防止の観点から、例年開設している各地区の集積所（全12カ所）は開設されません。

そのため、市において集積所（1カ所）を開設し、下記の要領で実施します。

記

- 集積場所：大村市浄水管理センター（大村市松山町 565 番地 1）
- 日 時：令和2年8月15日（土）15時～21時
- 搬入方法：集積場所周辺での混雑等をさけるため、できるだけトラック等による搬入をお願いします。
- 注意事項：
 - ・ 供物の持ち込みはご遠慮ください。
（指定のごみ出し日に指定袋に入れてお出してください。）
 - ・ 拝礼所は設けません。
 - ・ 集積所内では花火（爆竹）の使用は禁止です。※例年どおり
 - ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な行動や対策をお願いします。
（マスク着用、少人数での持ち込み等）

【精霊船】※例年どおり

全長3m（みよし部分を含む）、全幅2m以下、担いだときの高さ3m以下、プラスチック系材料は控え、小型化・軽量化にご協力ください。

※全長2mを超えた船をひく（道路上を移動する）場合は、道路使用許可申請の提出が必要です。（申請先：大村警察署交通課 ☎54-0110）

令和2年8月16日（日）、8月17日（月）についても精霊船の持ち込みを受け付けます。

- 集積場所：大村市浄水管理センター（大村市松山町 565 番地 1）
- 日 時：令和2年8月16日（日）、8月17日（月）9時～16時
上記注意事項に準じて、持ち込みください。

問合せ先 大村市環境保全課 53-4111(内線 149)